

## 宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和2年1月27日

東京都住宅政策本部住宅企画部不動産課

被 処 分 者	商号	株式会社トウシンホーム
	代表者	代表取締役 山下 哲生 (やました てつお)
	主たる事務所	東京都江東区亀戸五丁目38番33号 井元ビル1F
	免許年月日	平成30年7月20日
	免許証番号	東京都知事(1)第102321号
聴聞年月日	令和元年11月7日	
処分内容	宅地建物取引業務の全部停止15日間	
業務停止期間	令和2年1月31日から令和2年2月14日まで	
適用法条項	宅地建物取引業法第65条第2項第4号 (報告命令の拒否による業務の停止)	
事 実 関 係	<p>株式会社トウシンホーム(以下「被処分者」という。)には、下記のとおり、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)違反があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>被処分者は、平成30年12月3日付けで、自ら買主として、売主であるAとの間で、栃木県鹿沼市に所在の土地の売買契約を締結した。また、同月7日付けで、自ら売主として、買主であるAとの間で、長野県小諸市に所在の土地の売買契約を締結した。</p> <p>これらの業務について、令和元年6月から同年9月までの間に、計3回にわたり、法第72条第1項の規定に基づく報告のための来庁を求められたにもかかわらず、正当な理由なく報告命令に従わなかった。</p> <p>このことは、法第65条第2項第4号に該当する。</p>	